



東邦大学医療センター 大橋病院 病理専門研修プログラム

I 東邦大学医療センター大橋病院病理専門研修プログラムの内容と特色

○プログラムの理念 [整備基準 1-①■]

東邦大学医療センター大橋病院病理診断科を基幹施設とする専門研修プログラムでは、豊富な指導教官による充実した指導と多彩かつ豊富な症例を経験することにより、確実な診断を行うに足る技能、知識を習得することに重点を置いている。一人の専攻医に対して常に複数の指導医が指導、評価し、その情報を共有することで専攻医の技能習得状況を正確に把握しながら適切な症例数を偏りのない内容で提供し、専攻医を信頼に足る病理専門医に育成することを目指す。

○プログラムにおける目標 [整備基準 2-②■]

本専門研修プログラムでは、診断技能のみならず臨床検査技師や臨床医との連携、難解症例の扱い方、さらには医療安全、感染対策、医療倫理を習得することにより地域基幹病院において即戦力として活躍できる病理専門医になることを目指す。その一方、教育者や研究者など幅広い進路に対応できる経験と技能を積むことが望まれる。

専攻医は、常に研究心・向上心をもって検討会やセミナーなどに積極的に参加し研鑽を積んで、生涯にわたる自己学習を続けるとともに、自己を正しく認識し対象がその限界を超えると判断した時は、指導医や専門家の助言を求める判断力が要求される。設備や機器についても知識と関心を持ち、剖検室や病理検査室などの管理運営に支障がでないよう対処する必要がある。

○プログラムの実施内容 [整備基準 2-③■]

1 経験できる症例数と疾患内容 [整備基準 2-③ i、ii、iii■]

本専門研修プログラムでは、組織診断や迅速診断に関しては受験資格要件となる症例数の3倍以上の症例を経験することが可能である。また、解剖症例に関しては、経験症例数の少ない専攻医に優先的に割り当て、さらに、基幹施設以外で解剖を経験できる連携病院を有効活用することで十分な症例数を用意している。

大学付属病院をはじめとする大規模病院から地域に根差した中核病院など多くの病院と連携しており、サブスペシャリティを有する病理専門指導医が複数在籍している。このような環境下で豊富かつ多様な疾患について経験できる環境が整備されている。専攻医の年次や習得状況に応じてこれら病院の中から適切な病院へ派遣することにより、基幹施設である東邦大学医療センター大橋病院のみでは十分に経験できない領域の症例の経験を積むことが可能である。

2 カンファレンスなどの学習機会

本専門研修プログラムでは、個々の症例の診断を通じ診断に直結した知識を蓄積していく。その一方で、CPCをはじめとする臨床とのカンファレンスで発表し討論に参加することで症例をより深く理解する。さらに、各種カンファレンスや勉強会に参加することにより希少症例や難解症例に触れる機会も多く設けられている。また、各サブスペシャリティを有する病理専門医によるレクチャーにより、より専門的な知識の整理・習得が可能である。

3 地域医療の経験（病診・病病連携、地域包括ケア、在宅医療など）[整備基準 2-③ iv ■]

本専門研修プログラムでは、病理医不在の病院での診断（補助）、迅速診断、標本運搬による診断業務等の経験を積む機会を用意している。

4 学会などの学術活動 [整備基準 2-③ v ■]

本研修プログラムでは、専攻医は病理学会総会での学会発表は必須としている。さらに、病理学会以外の学会、研究会での発表を推奨している。加えて、学術的に意義深い人体病理に関する症例および研究の学術誌への投稿を必須とする。

○研修プログラム（スケジュール）

本プログラムでは、専攻医としての病理研修、剖検を行いながら3年後には病理医として十分な知識、技術を身につけることを目指しており、1年目から充実したプログラムのもとで無理なく豊富な研修を行えるような構成になっている。また、大学院に進学した専攻医に対して基幹施設での研修を中心とし研究を進めつつ無理なく研修を消化できるよう配慮したプログラムも用意した。

本プログラムにおける施設分類の説明（各施設に関しては連携施設一覧を参照）

基幹施設：東邦大学医療センター大橋病院病理診断科

連携施設 1 群：複数の常勤病理専門指導医と豊富な症例を有しており、専攻医が所属し十分な教育を行える施設（東邦大学医療センター大森病院、東邦大学医療センター佐倉病院、横須賀市立うわまち病院）

連携施設 2 群：常勤病理専門指導医がおり、診断の指導が行える施設（東京共済病院、東京高輪病院、日本赤十字社成田赤十字病院）

連携施設 3 群：非常勤病理医のみで診断が行われている施設（横浜総合病院）

パターン1：基幹施設（大橋病院）での研修を主体とするコース（月コース）

1年目：基幹施設

2年目前半：基幹施設＋連携施設 1 あるいは 2 群(1ヶ月)

2年目後半：基幹施設＋連携施設 1 あるいは 2 群(1ヶ月)

3年目前半：基幹施設＋連携施設 1 あるいは 2 群(1ヶ月)

基幹施設にて基本的な病理診断、細胞診、関連法律や医療安全に関する知識を取得する。2年目前半～3年目前半の間に1群あるいは2群連携施設にて研修し、多種多様な環境で病理医としての能力を発展させ、診断能力を向上させる。連携施設での研修期間は合計3ヶ月以上とする。

パターン2：基幹施設（大橋病院）での研修を主体とするコース（週1コース）

- 1年目：基幹施設
- 2年目：基幹施設+連携施設1あるいは2群(週1日)
- 3年目：基幹施設+連携施設2あるいは3群(週1日)

1年目は基幹施設にて基本的な病理診断、細胞診、関連法律や医療安全に関する知識を取得する。2年目～3年目には、連携施設にて週1日研修し、連携施設の病理専門指導医の指導のもとで病理診断能力を向上させる。連携施設での研修期間は規定の3ヶ月（90日）以上に相当するよう、2年（週1日=年50日）以上とする。

パターン3：連携施設1群に所属する専攻医が本プログラムで研修するコース

- 1年目：連携施設1群
- 2年目：連携施設1群+基幹施設(3ヶ月)
- 3年目：連携施設1群+基幹施設(3ヶ月)

本プログラムを選ぶ際に連携施設で研修することを目的としていたなど目的意識の強い専攻医に対応するパターン。2年目、3年目は1群連携施設に加えて、基幹施設に各3ヶ月、合計6ヶ月研修を行う。

パターン4：大学院生を意識した研修コース

- 1年目：基幹施設
- 2年目：基幹施設+連携施設1群(週1日)
- 3年目：基幹施設+連携施設2あるいは3群(週1日)

大学院生を意識した基幹施設を中心としたプログラム。1年目は基幹病院にて病理診断あるいは関連法規、医療安全に関する知識を取得しながら研究テーマに沿った研究の準備を始める。2年目には週に1日1群施設にて不足している内容の研修を行う。3年目には連携施設（2あるいは3群）で週1日の研修を行いながら大学院生としての研究をさらに進める。

パターン5：転向者向け（他の基本領域専門医資格保持者が病理専門研修を開始する場合に限定した対応パターン）

- 1年目：連携施設+基幹施設（週1日以上）
- 2年目：連携施設+基幹施設（週1日以上）
- 3年目：連携施設+基幹施設（週1日以上）

○研修連携施設

1. 専門医研修基幹病院および研修連携施設の一覧 [整備基準 5-①②⑨■、6-②■]

施設名	担当領域	施設分類	病床数	専任 病理医	病理 専門医	剖検 数	組織 診	迅速 診	細胞 診
東邦大学医療センター大橋病院	組織(生検、手術)、迅速、解剖、細胞診	基幹施設	320	4	4	14 (12)	6570 (5570)	323 (283)	6304 (5304)
東邦大学医療センター大森病院	組織(生検、手術)、迅速、解剖、細胞診	連携施設1群	936	2	5	17 (2)	11593 (500)	483 (20)	14452 (500)
東邦大学医療センター佐倉病院	組織(生検、手術)、迅速、解剖、細胞診	連携施設1群	451	2	2	9 (8)	6495 (5495)	230 (170)	6637 (5637)
横須賀市立うわまち病院	組織(生検、手術)、迅速、解剖、細胞診	連携施設1群	367	2	2	10 (1)	2693 (300)	145 (20)	4499 (300)
東京共済病院	組織(生検、手術)、迅速、解剖、細胞診	連携施設2群	331	1	1	2 (2)	2696 (2696)	157 (157)	4098 (4098)
東京高輪病院	組織(生検、手術)、迅速、解剖、細胞診	連携施設2群	251	1	1	1 (1)	2768 (2768)	99 (99)	8453 (8453)
日本赤十字社成田赤十字病院	組織(生検、手術)、細胞診	連携施設2群	731	1	1	10 (2)	6422 (600)	127 (10)	7688 (700)
横浜総合病院	組織(生検、手術)	連携施設3群	300	1	0	1 (1)	2377 (2377)	3 (3)	4526 (4526)

本プログラムに割り当てられた剖検数の合計は 31 例/年です

2. 専門研修施設群の地域とその繋がり [整備基準 5-④⑥⑦■]

東邦大学医療センター大橋病院病理診断科の専門研修施設群は東京都、千葉県、および神奈川県に存在する施設で構成される。連携施設には地域中核病院や地域中小病院が含まれ、その多くは病理研修指導医が常勤しており、十分な指導を受けることが可能である。常勤医不在の施設(3群)での診断に関しては、報告前に病理指導医がチェックしその指導のもとで最終報告を行う。

本研修プログラムの専門研修施設群における解剖症例数の合計は、年平均 31 症例、病理専門指導医数は 6 名在籍していることから、4 名の専攻医を受け入れ可能である。

本研修プログラムでは、十分な技能を有していると判断された専攻医は、地域に密着した中小病院へ非常勤として派遣される。この中で地域医療における病理診断の意義を理解し、診断の重要性や自立し責任を持って行動することを学ぶ。

本研修プログラムでは、連携施設に派遣された際にも週 1 回以上は基盤施設である東邦大学医療センター大橋病院病理診断科において、各種カンファレンスや勉強会に参加することを義務づけている。

○研修カリキュラム [整備基準 3-①②③④■]

1. 東邦大学医療センター大橋病院病理診断科

i 病理診断

基幹施設である東邦大学医療センター大橋病院病理診断科では、研修中は月毎に組まれる当番表に従った業務担当を行う。内容は切り出し、組織診断、細胞診断、迅速診断、解剖などがあり、それぞれの研修内容が規定されているが、概ね週に1度の切り出し、組織診断を担当する。迅速診断は肉眼検討から報告までの一連の診断過程に毎回可能な限り参加する。毎日開催される細胞診チェックにも参加する。随時行われる解剖は最も重要な研修内容の一つであるため可能な限り他の研修に優先して参加する。研修中の指導医は固定せず、同様にスケジュール表に組み込まれた担当指導医の下で研修を行う。担当内容は専攻医の習熟度や状況に合わせて調節され、無理なく研修を積むことが可能である。

各臨床科とは週1回～月1回のカンファレンスが組まれており、担当症例は専攻医が発表・討論に参加することにより、病態と診断過程を深く理解し、診断から治療にいたる計画作成の理論を学ぶことができる。

ii 解剖症例

可能な限り主あるいは副として解剖に参加し十分な経験を積むことを基本とする。最初の5例程度を見学後、助手を経験させ、専攻医の習熟度を評価しながら執刀医を担当させる。その後も可能な限り助手として参加し、頸部・胸腹部・骨盤・脳・脊髄の円滑な検索が可能な技能を習得する。執刀症例は全例臨床病理カンファレンスの対象となる。

iii 学術活動

病理学会や学術集会の開催日は専攻医を当番から外し積極的な参加を薦める。また、週に一回診断勉強会を開き、症例や最新トピックスを診断医が共有する機会を設けている。貴重症例を経験した場合には学会報告を行う。

iv 自己学習環境 [整備基準 3-③]

東邦大学医療センター大橋病院病理診断科では、専攻医マニュアル(研修すべき知識・技術・疾患名リスト) p.9～に記載されている疾患、病態を対象として、疾患コレクションを随時収集しており、専攻医が経験できなかった疾患を補える体制を構築している。

v 1日の過ごし方

i. 組織診断担当日：

週1回程度、生検や手術材料の組織学的診断を全日行う。午後には指導医による診断内容についてのチェックが行われる。

ii. 切り出し担当日：

週1回程度、午後から開始され、生検材料、手術小物材料(胆嚢・虫垂など)、手術大物材料(胃、大腸、肝、膵など)の順で切り出しが行われる。

iii. 上記担当以外の日：

毎日行われる術中迅速診断や細胞診断チェック、随時行われる解剖に参加するほか、組織診断、細胞診断、剖検症例報告書作成、カンファレンスや症例検討会への準備・参加がなされる。

vi 週間予定表

	午前	午後
月	術中迅速診断 (剖検)	細胞診断 泌尿器科カンファレンス(第4月曜)
火	術中迅速診断 (剖検)	医局会 細胞診断 定例院内 CPC (第4火曜日)
水	術中迅速診断 (剖検)	細胞診断 皮膚科カンファレンス(毎週)
木	剖検症例マクロカンファレンス 術中迅速診断 (剖検)	剖検症例ミクロカンファレンス 組織診・細胞診症例検討会 研究報告会 細胞診断 消化器外科病理検討会 (第4木曜日) 乳腺カンファレンス (第2木曜日)
金	術中迅速診断 (剖検)	細胞診断 呼吸器カンファレンス(毎週)
土	(剖検)	

* 上記スケジュールに、切り出しと組織診断当番が週1回程度の頻度で加わる。

vii 年間スケジュール

- 1月 新年会
- 3月 歓送迎会
- 4月 病理学会総会
- 5月 臨床細胞学会総会、他各種学会春季大会
- 7月 病理専門医試験
納涼会
- 9月 病理医局同窓会
- 10月 病理学会秋季総会
臨床細胞学会秋期大会、各種学会秋季大会
医学部解剖慰霊祭
大橋病院慰霊供養祭
- 12月 忘年会

○研究 [整備基準 5-⑧ ■]

本研修プログラムでは基幹施設である東邦大学医療センター大橋病院病理診断科におけるミーティングや抄読会などの研究活動に参加することが推奨される。また、診断医として基本的な技能を習得したと判断される専攻医は、指導教官のもと研究活動にも参加できる。大学院に進学した者は、研究テーマに沿った研究を進め、各種学会にて発表する。

○評価 [整備基準 4-①②■]

本プログラムでは各施設の評価責任者とは別に専攻医それぞれに基幹施設に所属する担当指導医を配置する。各担当指導医は 1～3 名の専攻医を受け持ち、専攻医の知識・技能の習得状況や研修態度を把握・評価する。

半年ごとに開催される専攻医評価会議では、担当指導医はその他各指導医から専攻医に対する評価を集約し、施設評価責任者に報告する。

○進路 [整備基準 2-①■]

研修終了後 1 年間は基幹施設において、診療、研究、教育に携わりながら、研修中に不足している内容を習得する。その後も引き続き基幹施設において診療をすることを希望する者はサブスペシャリティ領域の確立、さらには研究の発展、指導者としての経験を積む。本人の希望があれば、留学や連携施設の専任病理医として活躍することも検討される。

○労働環境 [整備基準 6-⑦■]

1 勤務時間

平日 9 時～17 時が基本だが、院内業務状況、専攻医の担当症例診断状況によっては、時間外の業務も行う。

2 休日

日曜日、祭日、休診日は原則として休日である。休日の解剖当番体制は実施していない。

3 給与体系

基幹施設に所属する際にはレジデントとして給与の支払いがある。連携施設からの給与については適宜検討される。一方、大学院生の場合には学費を支払う必要がある。

○運営

1. 専攻医受入数について [整備基準 5-⑤■]

本研修プログラムの専門研修施設群における解剖症例数の合計は、年平均 40 症例、病理専門指導医数は 6 名在籍することから、4 名（年平均 1-2 名）の専攻医を受け入れ可能である。

2. 運営体制 [整備基準 5-③■]

本研修プログラムの基幹施設である東邦大学医療センター大橋病院病理診断科においては、現在 4 名の病理専門研修指導医が在籍する。他の連携病院の大部分においても病理専門研修指導医が常勤する。指導医が不在の連携施設については東邦大学医療センター大橋病院病理診断科の病理専門研修指導医が各施設の整備や研修体制を統括する。

3. プログラム役職の紹介

i プログラム統括責任者 [整備基準 6-⑤■]

高橋 啓

所属：東邦大学医学部病院病理学講座(大橋)教授、東邦大学医療センター大橋病院病理診断科部長

資格：病理専門医・指導医、細胞診専門医・指導医

略歴：東邦大学医学部大学院病理学修了

東邦大学医学部助手

同 講師

同 准教授

東邦大学医療センター大橋病院病理診断科部長

東邦大学医学部教授

東邦大学医療センター大橋病院副院長

その他：日本病理学会コンサルテーションシステムコンサルタント

蛭田啓之

所属：東邦大学医学部病院病理学講座(佐倉)准教授、東邦大学医療センター佐倉病院病理診断科部長

資格：病理専門医・指導医、細胞診専門医・指導医、臨床検査管理医

略歴：東邦大学医学部医学科卒業

東邦大学医学部助手

同 講師

東邦大学医学部附属佐倉病院臨床検査部部長

東邦大学医療センター佐倉病院病理診断科・病院病理部部長兼任

東邦大学医学部准教授

東邦大学医療センター佐倉病院副院長

その他：日本病理学会コンサルテーションシステムコンサルタント，国立がん研究センターがん対策情報センター病理診断コンサルテーション推進室コンサルタント

ii 施設評価責任者

東邦大学医療センター大森病院：渋谷和俊

横須賀市立うわまち病院：飯田真岐

東京共済病院：川原 穰

東京高輪病院：伊原文恵

成田赤十字病院：川上牧夫

横浜総合病院：高橋 啓

II 病理専門医制度共通事項

1 病理専門医とは

① 病理科専門医の使命 [整備基準 1-②■]

病理専門医は病理学の総論的知識と各種疾患に対する病理学的理解のもと、医療における病理診断（剖検、手術標本、生検、細胞診）を的確に行い、臨床医との相互討論を通じて医療の質を担保するとともに患者を正しい治療へと導くことを使命とする。また、医療に関連するシステムや法制度を正しく理解し社会的医療ニーズに対応できるような環境作りにも貢献する。さらに人体病理学の研鑽および研究活動を通じて医学・医療の発展に寄与するとともに、国民に対して病理学的観点から疾病予防等の啓発活動にも関与する。

② 病理専門医制度の理念 [整備基準 1-①■]

病理専門医制度は、日本の医療水準の維持と向上に病理学の分野で貢献し、医療を受ける国民に対して病理専門医の使命を果たせるような人材を育成するために十分な研修を行える体制と施設・設備を提供することを理念とし、このために必要となるあらゆる事項に対応できる研修環境を構築する。本制度では、専攻医が研修の必修項目として規定された「専門医研修手帳」に記された基準を満たすよう知識・技能・態度について経験を積み、病理医としての基礎的な能力を習得することを目的とする。

2 専門研修の目標

① 専門研修後の成果 (Outcome) [整備基準 2-①■]

専門研修を終えた病理専門医は、生検、手術材料の病理診断、病理解剖といった病理医が行う医療行為に習熟しているだけでなく、病理学的研究の遂行と指導、研究や医療に対する倫理的事項の理解と実践、医療現場での安全管理に対する理解、専門医の社会的立場の理解等についても全般的に幅広い能力を有していることが求められる。

② 到達目標 [整備基準 2-②■]

i 知識、技能、態度の目標内容

参考資料：「専門医研修手帳」 p. 11～37

「専攻医マニュアル」 p. 9～「研修すべき知識・技術・疾患名リスト」

ii 知識、技能、態度の修練スケジュール [整備基準 3-④]

研修カリキュラムに準拠した専門医研修手帳に基づいて、現場で研修すべき学習レベルと内容が規定されている。

I. 専門研修 1 年目 ・ 基本的診断能力 (コアコンピテンシー)、 ・ 病理診断の基本的知識、技能、態度 (Basic/Skill level I)

II. 専門研修 2 年目 ・ 基本的診断能力 (コアコンピテンシー)、 ・ 病理診断の基本的知識、技能、態度 (Advance-1/Skill level II)

III. 専門研修 3 年目 ・ 基本的診断能力 (コアコンピテンシー)、 ・ 病理診断の基本的知識、技能、態度 (Advance-2/Skill level III)

iii 医師としての倫理性、社会性など

・ 講習等を通じて、病理医としての倫理的責任、社会的責任をよく理解し、責任に応じた医療の実践のための方略を考え、実行することができることが要求される。

・ 具体的には、以下に掲げることを行動目標とする。

1) 患者、遺族や医療関係者とのコミュニケーション能力を持つこと、

- 2) 医師としての責務を自立的に果たし、信頼されること（プロフェッショナリズム）、
- 3) 病理診断報告書の的確な記載ができること、
- 4) 患者中心の医療を実践し、医の倫理・医療安全にも配慮すること、
- 5) 診断現場から学ぶ技能と態度を習得すること、
- 6) チーム医療の一員として行動すること、
- 7) 学生や後進の医師の教育・指導を行うこと、さらに臨床検査技師の育成・教育、他科臨床医の生涯教育に積極的に関与すること、
- 8) 病理業務の社会的貢献（がん検診・地域医療・予防医学の啓発活動）に積極的に関与すること。

③ 経験目標 [整備基準 2-③■]

i 経験すべき疾患・病態

参考資料：「専門医研修手帳」と専攻医マニュアル」 参照

ii 解剖症例

主執刀者として独立して実施できる剖検 30 例を経験し、当初 2 症例に関しては標本作製（組織の固定、切り出し、包埋、薄切、染色）も経験する。

iii その他細目

現行の受験資格要件（一般社団法人日本病理学会、病理診断に関わる研修についての細則第 2 項）に準拠する。

iv 地域医療の経験（病診・病病連携、地域包括ケア、在宅医療など）

地域医療に貢献すべく病理医不在の病院への出張診断（補助）、出張解剖（補助）、テレパソロジーによる迅速診断、標本運搬による診断業務等の経験を積むことが望ましい。

v 学術活動

・人体病理学に関する学会発表、論文発表についての経験数が以下のように規定されている。人体病理学に関する論文、学会発表が 3 編以上。

- (a) 業績の 3 編すべてが学会発表の抄録のみは不可で、少なくとも 1 編がしかるべき雑誌あるいは"診断病理"等に投稿発表されたもので、少なくとも 1 編は申請者本人が筆頭であること。
- (b) 病理学会以外の学会あるいは地方会での発表抄録の場合は、申請者本人が筆頭であるものに限る。
- (c) 3 編は内容に重複がないものに限る。
- (d) 原著論文は人体病理に関するものの他、人体材料を用いた実験的研究も可。

3 専門研修の評価

① 研修実績の記録方法 [整備基準 7-①②③■]

研修手帳の「研修目標と評価表」に指導医が評価を、適時に期日を含めた記載・押印して蓄積する。

「研修目標と評価表」の p. 30～「Ⅲ. 求められる態度」ならびに推薦書にて判断する。医者以外の多職種評価も考慮する。最終評価は複数の試験委員による病理専門医試験の面接にて行う。

参考資料：「専門医研修手帳」

②形成的評価 [整備基準 4-①■]

1) フィードバックの方法とシステム

- ・評価項目と時期については専門医研修手帳に記載するシステムとなっている。
- ・具体的な評価は、指導医が項目ごとに段階基準を設けて評価している。
- ・指導医と専攻医が相互に研修目標の達成度を評価する。
- ・具体的な手順は以下の通りとする。

1) 専攻医は指導医・指導責任者のチェックを受けた研修目標達成度報告用紙と経験症例数報告用紙を研修プログラム管理委員会に提出する。書類提出時期は年度の間と年度終了直後とする。研修目標達成度報告用紙と経験症例数報告用紙の様式・内容については別に示す。

2) 専攻医の研修実績および評価の報告は「専門医研修手帳」に記録される。

3) 評価項目はコアコンピテンシー項目と病理専門知識および技能、専門医として必要な態度である。

4) 研修プログラム管理委員会は中間報告と年次報告の内容を精査し、次年度の研修指導に反映させる。

2) (指導医層の) フィードバック法の学習 (FD)

・指導医は指導医講習会などの機会を利用してフィードバック法を学習し、より良い専門医研修プログラムの作成に役立てる。FDでの学習内容は、研修システムの改善に向けた検討、指導法マニュアルの改善に向けた検討、専攻医に対するフィードバック法の新たな試み、指導医・指導体制に対する評価法の検討、などを含む。

③総括的評価 [整備基準 4-②■]

1) 評価項目・基準と時期

・修了判定は研修部署（施設）の移動前と各年度終了時に行い、最終的な修了判定は専門医研修手帳の到達目標とされた規定項目をすべて履修したことを確認することによって行う。

・最終研修年度（専攻研修3年目、卒後5年目）の研修を終えた3月末までに研修期間中の研修目標達成度評価報告用紙と経験症例数報告用紙を総合的に評価し、専門的知識、専門的技能、医師として備えるべき態度（社会性や人間性など）を習得したかどうかを判定する。

2) 評価の責任者

- ・年次毎の各プロセスの評価は当該研修施設の指導責任者が行う。
- ・専門研修期間全体を総括しての評価は研修基幹施設のプログラム総括責任者が行う。

3) 修了判定のプロセス

研修基幹施設の研修プログラム管理委員会において、各施設での知識、技能、態度それぞれについて評価を行い、総合的に修了判定を可とすべきか否かを判定し、プログラム統括責任者の名前で修了証を発行する。知識、技能、態度の項目の中に不可の項目がある場合には修了とはみなされない。

4) 他職種評価

検査室に勤務するメディカルスタッフ（細胞検査士含む臨床検査技師や事務職員など）から毎年度末に評価を受ける。

4 専門研修プログラムを支える体制と運営

① 運営 [整備基準 6-①④■]

専攻医指導基幹施設である東邦大学医療センター大橋病院病理診断科には、専門研修プログラム管理委員会と統括責任者（委員長）をおく。専攻医指導連携施設群には、連携施設担当者と委員会組織を置く。東邦大学医療センター大橋病院病理専門研修プログラム管理委員会は、委員長、副委員長、事務局代表者、研修指導責任者、および連携施設担当委員で構成され、専攻医および専門研修プログラム全般の管理と、専門研修プログラムの継続的改良を行う。委員会は毎年6月と12月に開催され、基幹施設、連携施設は、毎年4月30日までに、専門研修プログラム管理委員会に報告を行う。

② 基幹施設の役割 [整備基準 6-②■]

研修基幹施設は専門研修プログラムを管理し、当該プログラムに参加する専攻医および連携施設を統括し、研修環境の整備にも注力する。

③ プログラム統括責任者の基準、および役割と権限 [整備基準 6-⑤]

病理研修プログラム統括責任者は専門医の資格を有し、かつ専門医の更新を2回以上行っていること、指導医となっていること、さらにプログラムの運営に関する実務ができ、かつ責任あるポストについていることが基準となる。また、その役割・権限は専攻医の研修内容と修得状況を評価し、その資質を証明する書面を発行することである。

④ 連携施設での委員会組織 [整備基準 6-⑥■]

- ・連携施設での委員会組織としては、研修内容に責任を持つべく、少なくとも年2回の病理専門医指導者研修会議を開催し、研修内容についての問題点、改善点などについて話し合う。また、その内容を基幹施設の担当委員会に報告し、対策についての意見の具申や助言を得る。
- ・基幹施設は常に連携施設の各委員会での検討事項を把握し、必要があれば基幹施設の委員会あるいは基幹・連携両施設の合同委員会を開いて対策を立てる。

⑤ 病理専門研修指導医の基準 [整備基準 6-③■]

- ・専門研修指導医とは、専門医の資格を持ち、1回以上資格更新を行った者で、十分な診断経験を有しかつ教育指導能力を有する医師である。
- ・専門研修指導医は日本病理学会に指導医登録をしていること。
- ・専門研修指導医は、専門研修施設において常勤病理医師として5年以上病理診断に従事していること。
- ・人体病理学に関する論文業績が基準を満たしていること。
- ・日本病理学会あるいは日本専門医機構の病理専門研修委員会が認める指導医講習会を2回以上受講していること。

⑥ 指導者研修（FD）の実施と記録 [整備基準 7-③■]

指導者研修計画（FD）としては、専門医の理念・目標、専攻医の指導・その教育技法・アセスメント・管理運営、カリキュラムやシステムの開発、自己点検などに関する講習会（各施設内あるいは学会で開催されたもの）を受講したものを記録として残す。

5 労働環境

① 専門研修の休止・中断、プログラム移動、プログラム外研修の条件 [整備基準 5-⑩■]

- ・専門研修プログラム期間のうち、出産に伴う6ヶ月以内の休暇は1回までは研修期間にカウ

ントできる。

- ・疾病での休暇は6ヶ月まで研修期間にカウントできる。
- ・疾病の場合は診断書を、出産の場合は出産を証明するものの添付が必要である。
- ・週20時間以上の短時間雇用者の形態での研修は3年間のうち6ヶ月まで認める。
- ・上記項目に該当する者は、その期間を除いた常勤での専攻医研修期間が通算2年半以上必要である。研修期間がこれに満たない場合は、通算2年半になるまで研修期間を延長する。
- ・留学、診断業務を全く行わない大学院の期間は研修期間にカウントできない。
- ・専門研修プログラムを移動することは、移動前・後のプログラム統括責任者の承認のみならず、専門医機構の病理領域の研修委員会での承認を必要とする。

6 専門研修プログラムの評価と改善

① 専攻医による指導医および研修プログラムに対する評価 [整備基準 8-①■]

専攻医からの評価を用いて研修プログラムの改善を継続的に行う。「専門医研修手帳」p. 38 受験申請時に提出してもらう。なお、その際、専攻医が指導医や研修プログラムに対する評価を行うことで不利益を被ることがないことを保証する。

② 専攻医等からの評価をシステム改善につなげるプロセス [整備基準 8-②■]

通常の改善はプログラム内で行うが、ある程度以上の内容のものは審査委員会・病理専門医制度運営委員会に書類を提出し、検討し改善につなげる。同時に専門医機構の中の研修委員会からの評価及び改善点についても考慮し、改善を行う。

③ 研修に対する監査（サイトビジット等）・調査への対応 [整備基準 8-③■]

- ・研修プログラムに対する外部からの監査・調査に対して、研修基幹施設責任者および連携施設責任者は真摯に対応する。
- ・プログラム全体の質を保証するための同僚評価であるサイトビジットは非常に重要であることを認識すること。
- ・専門医の育成プロセスの制度設計と専門医の質の保証に対しては、指導者が、プロフェSSIONナルとしての誇りと責任を基幹として自立的に行うこと。

7 専攻医の採用と修了

① 採用方法 [整備基準 9-①■]

専門医機構および日本病理学会のホームページに、専門研修プログラムの公募を明示する。時期としては初期研修の後半（9月）に行う。書類審査とともに随時面接などを行い、あるプログラムに集中したときには、他のプログラムを紹介するようにする。なお、病理診断科の特殊性を考慮して、その後も随時採用する。

② 修了要件 [整備基準 9-②■]

プログラムに記載された知識・技能・態度にかかわる目標の達成度が総括的に把握され、専門医受験資格がすべて満たされていることを確認し、修了判定を行う。最終的にはすべての事項について記載され、かつその評価が基準を満たしていることが必要である。

病理専門医試験の出願資格

- (1) 日本国の医師免許を取得していること
- (2) 死体解剖保存法による死体解剖資格を取得していること

- (3) 出願時3年以上継続して病理領域に専従していること
- (4) 病理専門医受験申請時に、厚生労働大臣の指定を受けた臨床研修病院における臨床研修（医師法第16条の2第1項に規定）を修了していること
- (5) 上記（4）の臨床研修を修了後、日本病理学会の認定する研修施設において、3年以上人体病理学を実践した経験を有していること。また、その期間中に病理診断に関わる研修を修了していること。その細則は別に定める。

専門医試験の受験申請に関わる提出書類

- (1) 臨床研修の修了証明書（写し）
- (2) 剖検報告書の写し（病理学的考察が加えられていること） 30例以上
- (3) 術中迅速診断報告書の写し 50件以上
- (4) CPC 報告書（写し） 病理医として CPC を担当し、作成を指導、または自らが作成した CPC 報告書2例以上（症例は（2）の30例のうちでよい）
- (5) 病理専門医研修指導責任者の推薦書、日本病理学会が提示する病理専門医研修手帳
- (6) 病理診断に関する講習会、細胞診講習会、剖検講習会、分子病理診断に関する講習会の受講証の写し
- (7) 業績証明書：人体病理学に関連する原著論文の別刷り、または学会発表の抄録写し3編以上
- (8) 日本国の医師免許証 写し
- (9) 死体解剖資格認定証明書 写し

資格審査については、病理専門医制度運営委員会が指名する資格審査委員が行い、病理専門医制度運営委員会で確認した後、日本専門医機構が最終決定する（予定）。

上記受験申請が委員会で認められて、はじめて受験資格が得られることとなる。

添付資料

専門医研修手帳（到達目標達成度報告用紙、経験症例数報告書）

専攻医マニュアル

指導医マニュアル